

## 浜松市農地台帳の閲覧等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第52条の3及び同法施行規則第104条に規定する農地台帳の公表のうち、農地台帳の閲覧等に関する事務の取扱いについて、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧に供する書類)

第2条 閲覧に供する書類は、農地台帳に記録されている農地の所在、地番、地目及び面積、賃借権等の種類・存続期間、耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付に関する所有者の意向、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)  
・都市計画法等の区域区分、農地中間管理機構による農地中間管理権の設定状況、所有者の氏名・名称・賃借人等の氏名・名称、耕作者の氏名・名称を、様式第1号の形式に編集して記載したもの(以下「閲覧用農地台帳」という。)とする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第3条 閲覧を実施する日及び時間は、次のとおりとする。ただし、必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 閲覧日は次に掲げる日以外の日とし、農業委員会事務局の業務に支障のない範囲内において、指示するものとする。

ア 浜松市の休日定める条例(平成元年12月20日浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日

イ 閲覧用農地台帳の内容の更新に係る差換作業を行う日

(2) 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧の請求に係る様式)

第4条 閲覧用農地台帳の閲覧の請求に係る様式は、様式第2号とする。

(疑義の解明)

第5条 第4条に規定する閲覧の請求の内容に疑義があるときは、当該請求者に対し必要な事項について質問し、又は資料の提出を求めるものとする。

(閲覧場所)

第6条 閲覧の場所は、農業委員会事務局の所定の場所とする。

(閲覧の手数料及び単位)

第7条 閲覧者は、浜松市手数料条例に基づく手数料を支払う。

2 閲覧は、土地1筆を1件(1通)とする。

(閲覧用農地台帳の記載事項の転記)

第8条 閲覧者が閲覧用農地台帳の記載事項を転記しようとするときは、当該閲覧の使用目的の達成に必要な限度において転記させるものとする。

(閲覧に当たり遵守させる事項)

第9条 閲覧を行う者には、次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 指定された場所以外に閲覧用農地台帳を持ち出さないこと。
- (2) 閲覧用農地台帳を丁重に取り扱うとともに、汚損、若しくは破損し、又は加筆等をしていないこと。
- (3) 写真撮影等しないこと。
- (4) 職員の職務執行の妨げとなる行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

( 閲覧の中止 )

第10条 閲覧者が前項の規定に違反したときは、直ちに閲覧を中止させることができる。この場合において、閲覧用農地台帳から転記した事項があるときは、当該転記した事項が記載された書面等を回収するものとする。

( 農地台帳記録事項要約書の交付 )

第11条 様式第2号の申請に基づき、農地台帳記録事項要約書(以下「要約書」という。)を交付できるものとする。

- (1) 要約書に記載する項目は、農地台帳に記録されている農地の所在、地番、地目及び面積、賃借権等の種類・存続期間、耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付けに関する所有者の意向、農振法・都市計画法の区域区分、農地中間管理機構による農地中間管理権の設定状況とし、様式第3号に定める形式に編集して記載したものとする。
- (2) 要約書の申請及び交付に関する事務については、第3条から第7条までを準用する。

( 例外 )

第12条 農地中間管理機構への情報提供及び会長が特に必要と認めた者については、この事務取扱要領における規定の一部または全部を適用しないことができる。

付 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(様式第1号)

## 閲覧用農地台帳

年 月 日  
浜松市農業委員会

所在・地番			
地目			
面積			
地域区分	農振法		
	都市計画法		
所有者	氏名・名称		
	農地に関する 意向		
	共有者氏名・ 名称		
耕作者 (借受人)	氏名・名称		
	整理番号		
	賃借権等権利 設定の内容	権利の種類	
		存続期間	
農地中間管理	中間管理権		
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	
	利用意向調査	調査結果	
	措置の実施 状況		

閲覧用農地台帳の記載事項については、年 月 日時点の資産税情報を参考に、農地法の申請許可・届出受理等の業務等に基づき作成しています。最新の情報に関しては、法務局、その他市関係部署にご確認ください。

本情報は、農地利用を促進するために、情報提供の一環(農地法第52条)として行うものであり記載内容を証明するものではありません。

(様式第2号)

# 農地台帳

閱 覧  
記録事項要約書交付

# 請求書

太線のなかに記載してください。

窓口に来られた方 (請求人)	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	連絡先		
	使用目的		
請求する農地の所在・地番	請求通数 (要約書交付の場合は記入)		
該当事項の にレ印をつけてください。 農地台帳の閲覧 記録事項要約書交付			
交付通数	交付枚数	手数料	受付・交付年月日

## 注意事項

- 1 プライバシー等の問題が生じたときは、閲覧申請者の責任において、対処すること。
- 2 閲覧にあたっては、農業委員会事務局の指示に従うこと。
- 3 情報公開条例による当該文書の取扱いについて、市政に対する市民の信頼の確保と市民参加の充実を図り、もって民主的で開かれた市政の運営に寄与することを目的とした「浜松市情報公開条例」を実施しており、公文書の原則公開をもって対応しているところです。したがって、本件に係る申請書、誓約書についても、公開請求の対象となります。
- 4 不正な申出による取扱いについて、閲覧申請が、偽りその他の不正な手段により閲覧したことが明らかになった場合には、簡易裁判所に通知します。

(様式第3号)

## 農地台帳記録事項要約書

年 月 日  
浜松市農業委員会

所在・地番			
地目			
面積			
地域区分	農振法		
	都市計画法		
所有者	農地に関する 意向		
耕作者 (借受人)	整理番号		
	賃借権等権利 設定の内容	権利の種類	
		存続期間	
農地中間管理	中間管理権		
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	
	利用意向調査	調査結果	
	措置の実施 状況		

農地台帳記録事項要約書の記載事項については、年 月 日時点の資産税情報を参考に、農地法の申請許可・届出受理等の業務等に基づき作成しています。最新の情報に関しては、法務局、その他市関係部署にご確認ください。

本情報は農地利用を促進するために、情報提供の一環(農地法第52条)として行うものであり記載内容を証明するものではありません。